

月刊 建設

2018
Vol.62

11

特集 地域活性化の推進～観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に～

インフラのインスタ映えからインバウンドへ

観光先進国の実現に向けた魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放



四日市コンビナートの夜景(三重県四日市市)

一般社団法人 全日本建設技術協会
Japan Construction Engineers' Association

わが国と異なるアメリカの競争入札

アメリカでは連邦政府による公共事業については、治水、水運、水資源開発等は主に陸軍工兵隊が実施し、道路は連邦道路庁が連邦所有地内の事業を実施しています。州政府や自治体は、連邦政府からの補助金や州の独自財源などにより公共事業を実施しています。連邦に対する州の独立性は高いのですが、連邦政府からの補助金を財源とする道路などの公共事業の調達には、わが国とは異なり連邦政府のルールに従う必要があります。

連邦政府の公共調達についてみると、合衆国誕生以来、公共工事発注には、設計や仕様を詳細に定め、たうえで施工者を競争入札によって決定する封印入札というわが国の一般競争入札に似た方式が広く用いられてきました。

1984年契約競争法が制定されてからは、公共工事の調達に交渉方式が認められ、陸軍工兵隊等の契約を中心に設計と施工を一体として発注するデザインビルドや、複数年にわたる包括契約方式の導入が始まりました。最近では、設計段階から施工者が関与して施工の数量・仕様を確定したうえで工事契約を行うECI方式が用いられるケースも増えています。それでも封印入札は今でも多く用いられています。

封印入札では、わが国と同様に契約条件を詳細に定めて発注者の入札公告に示される条件を満たす者は誰でも入札に参加して価格競争をしますが、わが国と違って落札価格の上限としての予定価格を設定しません。もっとも、陸軍工兵隊のように発注者側積算の25%を超える額では契約しないといった制約を設けることはあります。また、アメリカでは落札候補者の価格が妥当なものであるか、契約が履行可能かどうかというチェックをしますので、自動的に落札となることはありません。発注者側は積算を行います。飽くまでも受注者側の価格をチェックするために行うものです。アメリカでは契約のベースになるのは、受注者側の積算です。契約のベースという意味は、たとえば施工段階での予期せぬ自然条件や周辺環境条件の変化によって契約変更を行う場合、アメリカでは受注者側積算を基に変更額を決めるということです。

では、受注者はどのように積算して入札価格を決めているのでしょうか？アメリカでは、元請業者はまず下請業者が行う工事に必要な価格の提示を受けて下請価格を決めます。そして元請として必要な費用を加えて入札価格を決めるのが通常です。末端の

労務賃金は、デービス・ベーン法と呼ばれる法律などで職種別習熟度別に最低賃金が決まっているので、これを削減することはできません。つまり、労務賃金は確保され、下請契約額が決まり、そして元請による施工計画をもとに所要額を積み上げるといふふうの下流から上流に向かって価格を決めていくのです。そして、落札した暁に契約のベースとなるのは、この受注者側の積算です。

けれども、わが国では、アメリカとは反対に、公共工事の契約のベースとなるのは発注者側の積算です。わが国の一般競争入札においては、落札候補者の価格が著しく低い価格でない限り（最低制限価格や調査基準価格を下回らない限り）自動的に落札となります。入札後に発注者が入札価格をチェックすることは認められていません。自動的に契約しなければなりません。落札価格は、発注者が設定した予定価格以下で、かつ、最低制限価格や調査基準価格を下回らなければノーチェックです。

また、契約変更の際、アメリカでは、受注者の積算金額を基に交渉して合意するのが基本です。発注者側も契約変更額の積算を行います。受注者側の積算をチェックするためのものです。発注者が一方的に変更契約を設定することも認められますが、この場合は受注者が異議申し立てをすることもできます。一方、わが国では、契約変更額についても、発注者側が変更増減額を積算して変更の予定価格を設定し、受注者に入札させて入札価格が変更額を下回れば変更契約成立となります。

つまり、アメリカでは、受注者側の施工実態に即して価格が決まり、施工段階においても実行ベースのコスト管理を行い、契約変更や支払いもこれを基



日本大学 危機管理学部 教授

木下 誠也

に行います。実態に即したコスト管理を行います。このような価格決定構造のもとに封印入札が行われているので、設計や仕様が明確な場合にこの方式が機能しているといえます。アメリカ以外の多くの国で行われている競争入札も、基本的にはアメリカの方式に近いものです。

現在、わが国の一般競争入札においては、工事需要が少ない時には著しい低入札が頻発し、逆に工事需要が多い時には入札者がいない不調や入札者がいても予定価格を下回る入札がない不落が発生するなど、様々な不都合が生じています。アメリカの公共工事の契約の実態などを参考に、わが国のコスト構造の転換や予定価格制度の見直しについて、検討する時期に来ているのではないのでしょうか。